

議案第 13 号

清水町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 11 日提出

清水町長 阿部 一男

清水町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

清水町職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年清水町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない」を「を任命権者に提出しなければならない」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式

宣 誓 書

私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実にして公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。